

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備について
（諮問第3133号）

〈目次〉

1	報告書	1
2	答申書（案）	2
3	改正概要	5
4	諮問時の新旧対照表等	21

（参考）

・ 提出された意見及びそれに対する考え方案 （審議会での必要的諮問事項以外の事項に係るもの）	102
---	-----

令和 3 年 2 月 5 日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

ユニバーサルサービス委員会
主 査 菅 谷 実
電気通信番号委員会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和 2 年 12 月 2 日付け諮問第 3133 号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおりに報告します。

記

- 1 本件、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）の施行に伴う関係省令等の整備について」は、諮問のとおり整備することが適当と認められる。
- 2 令和 2 年 12 月 2 日（木）から令和 3 年 1 月 6 日（水）までの間、意見募集を行った結果、ユニバーサルサービス委員会及び電気通信番号委員会での調査事項に関する意見は無かった。

以上

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 3 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

令和2年12月2日付け諮問第3133号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおりの答申する。

記

- 1 本件、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備について」は、諮問のとおり整備することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

**「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を
改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備について」
に対する意見及びそれに対する考え方案
（審議会への必要的諮問事項に係るもの）**

- 意見募集期間： 令和2年12月3日（木）から令和3年1月6日（水）まで
- 意見提出数： 1件（法人・団体） ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者： 以下のとおり

受付	意見提出者
1	在日米国商工会議所

	意 見	考 え 方（案）	案の 修正
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案関係			
意見 電気通信回線設備に対する技術基準は、あくまで本邦内に、又は本邦内と密接に関連する形で電気通信回線設備が設置されたと言える場合に限定して適用されることを明確化すべき。		考え方	
	- 外国法人が日本国内に電気通信回線設備を設置していないのであれば、電気通信事業法の立法管轄権に関する属地主義に照らせば、電気通信事業法上の規制を当該設備に及ぼすべき根拠は見当たらない以上、技術関係の規制の適用は受けないことを明確にすべきものと思われます。 - しかし、今回、「当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること」との条項が追加されたために、当該事業用電気通信設備が厳密には本邦内に「設置」されていなくとも、こうした技術関係の規制が適用されるかのような規定になっています。そのため、国際法の原則に合致するよう、あくまでも本邦内に、又は本邦内と密接に関連する形で電気通信回線設備が設置されたと言える場合に限定して技術関係の規制が適用されることが明確になるよう、当該条項を修正すべきです。 【在日米国商工会議所】	- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の第二十七条の二第三号の規定により、電気通信事業者が本邦外にのみ伝送路設備を設置する場合は、原則としてその電気通信事業者の電気通信設備の損壊又は故障による我が国の利用者への影響が軽微として、電気通信事業法第四十一条第一項の規定に基づき技術基準適合維持義務が課されないことになります。 - なお、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される伝送路設備は海底ケーブル等が想定されますが、それらは従前より技術基準の適合維持義務を課してきたものです。	無

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律 の一部を改正する法律(令和2年法律第30号) の施行に向けた関係省令案等について

- 1. NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入**
- 2. 外国法人等に対する法執行の実効性の強化**

令和3年2月12日

**総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
事業政策課、電気通信技術システム課、番号企画室**

人口減少等の社会構造の変化、電気通信市場のグローバル化等に対応し、電気通信サービスに係る利用者利益等を確保するため、① NTT東西による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、② 外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等※¹を行う。

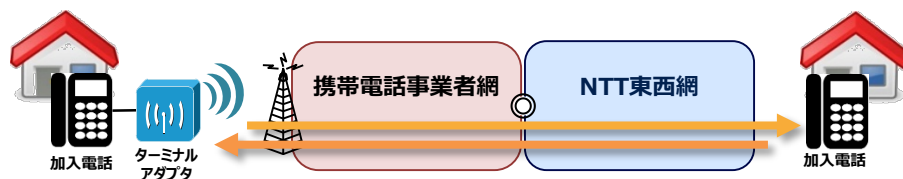
① NTT東西によるユニバーサルサービス(あまねく電話)の提供における他者設備利用の導入

- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。
✉ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

NTT東西が、所要の要件※²を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(携帯電話用設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う(NTT法及び電気通信事業法の改正)。

ワイヤレス固定電話のイメージ

※² 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等



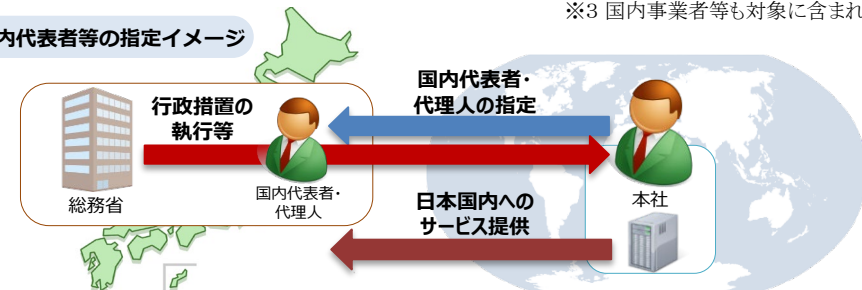
② 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

- 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用は急速に拡大。
- 外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、
 - ・ 我が国利用者の保護が十分に図られていない
 - ・ 国内外事業者の間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化。
✉ 外国事業者の提供するサービスにおいて利用者情報の大量漏えいや大規模な通信障害等が発生

外国法人等に対する規律の実効性を強化するため、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務(業務改善命令等が可能となる。)、電気通信事業法違反の場合の公表制度※³等に係る規定を整備する(電気通信事業法の改正)。

※³ 国内事業者等も対象に含まれる。

国内代表者等の指定イメージ



※¹ 改正法の公布日(2020年5月22日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1. NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入

<改正省令案>

- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- (2) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。)の一部改正
- (3) 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の一部改正
- (4) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第246号。以下「報告規則」という。)の一部改正
- (5) 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号。以下「主任技術者規則」という。)の一部改正

一部諮問対象

諮問対象

<改正告示案>

- (6) 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号。以下「番号計画」という。)の一部改正
- (7) 事業用電気通信設備規則の細目を定める件(昭和60年郵政省告示第228号。)の一部改正
- (8) 通信品質の測定条件を定める件(平成25年総務省告示第136号。)の一部改正
- (9) 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号。)の一部改正

諮問対象

- 令和2年5月22日に公布された「改正NTT法及び改正電気通信事業法」において、NTT東西による他者設備を用いたワイヤレス固定電話の提供が可能とする規定及び適格電気通信事業者であるNTT東西が基礎的電気通信役務を提供するにあたって、当該基礎的電気通信役務の用に供する電気通信設備に関する固有の技術基準への適合維持義務に係る規定を整備。
- また、令和2年9月28日に公布された「改正NTT法施行規則」において、他者設備の利用が認められる場合及び他者設備の利用に係る認可手続を整備。
- これらを踏まえ、今回、①ワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加するとともに、②適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務用の技術基準を整備し、③ワイヤレス固定電話をOAB-J番号で識別できるようにするため、施行規則、設備規則、番号計画の改正等を実施。

1. ワイヤレス固定電話の基礎的電気通信役務への追加（施行規則の改正） 【諮問対象】

○ 基礎的電気通信役務の範囲にワイヤレス固定電話を追加（施行規則第14条）

基礎的電気通信役務：加入電話、第一種公衆電話、加入電話に相当する光IP電話、ワイヤレス固定電話（追加）

2. ワイヤレス固定電話用設備の技術基準等の策定（設備規則の改正） 【諮問対象】

○ 新たにワイヤレス固定電話用設備を定義（設備規則第4条第2項第4号の3）

○ 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準を規定（設備規則第4章）

3. ワイヤレス固定電話の導入に向けた電気通信番号計画の整備（番号計画の改正） 【諮問対象】

○ 固定電話番号が識別する対象として、ワイヤレス固定電話の役務及び当該役務に係る端末設備を追加（電気通信番号計画第3）

○ ワイヤレス固定電話の提供の際の電気通信番号の使用に関する条件を整備（電気通信番号計画第3）

4. その他関連規定の整備

（1. に伴う施行規則様式、報告規則（本則及び様式）及び会計規則様式の改正並びに経過措置を規定 等） 【諮問対象外】

(参考) 改正NTT法の概要

NTT法における主な改正部分

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

NTT法施行規則の一部改正で以下に関する規定を追加

① 他者設備の利用が認められる場合

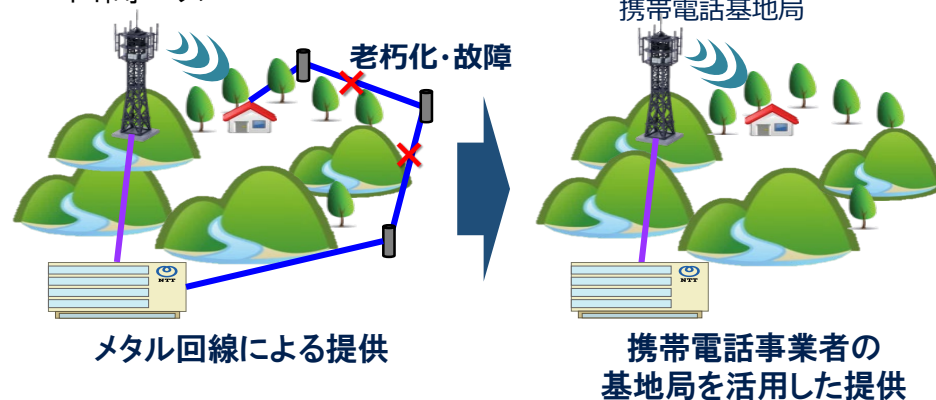
② 他者設備の利用に係る認可手続

他者設備の利用に当たり、主に以下のNTT東西が講ずる措置を確認

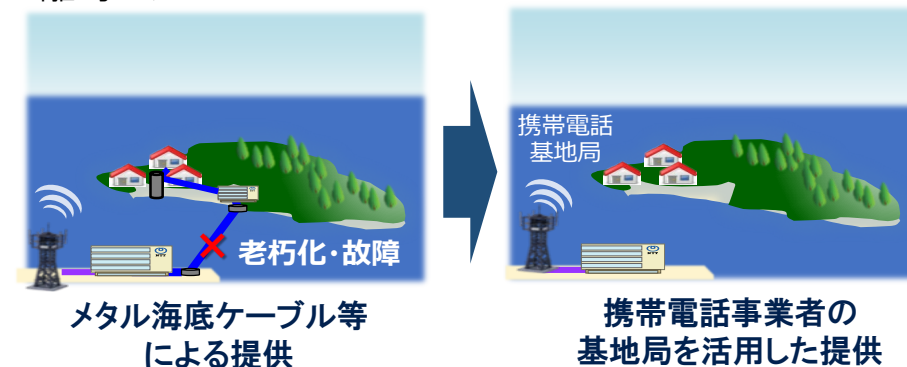
- ✓業務管理体制の整備等による安定的な提供の確保
- ✓他者設備の調達に係る適正性の確保
- ✓加入者の保護 等

他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



■ 離島エリア



(参考) 改正NTT法施行規則に規定する「他者設備の利用が認められる場合」について

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)を踏まえ、「他者設備の利用が認められる場合」として、NTT法施行規則において主に以下の①または②を規定。

① 電話の提供がきわめて不経済となる場合

最終答申において、「加入者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地」等における電話の提供とされていることを踏まえ、具体化。

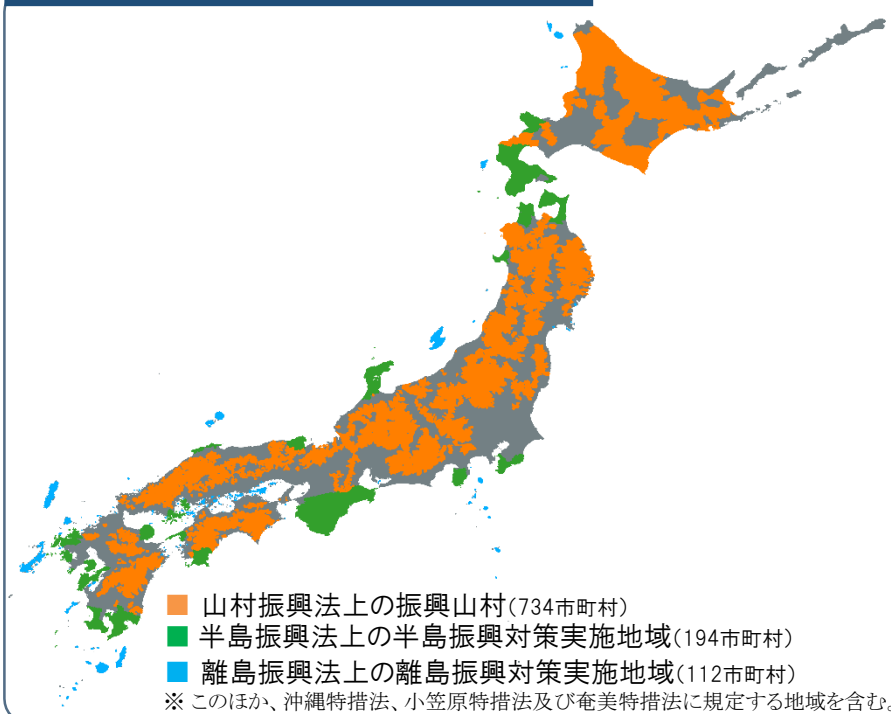
「特例地域^(※1)であって」、かつ、「加入者密度が18回線/㎢未満^(※2)となる」区域等において電話を提供する場合

(※1) 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

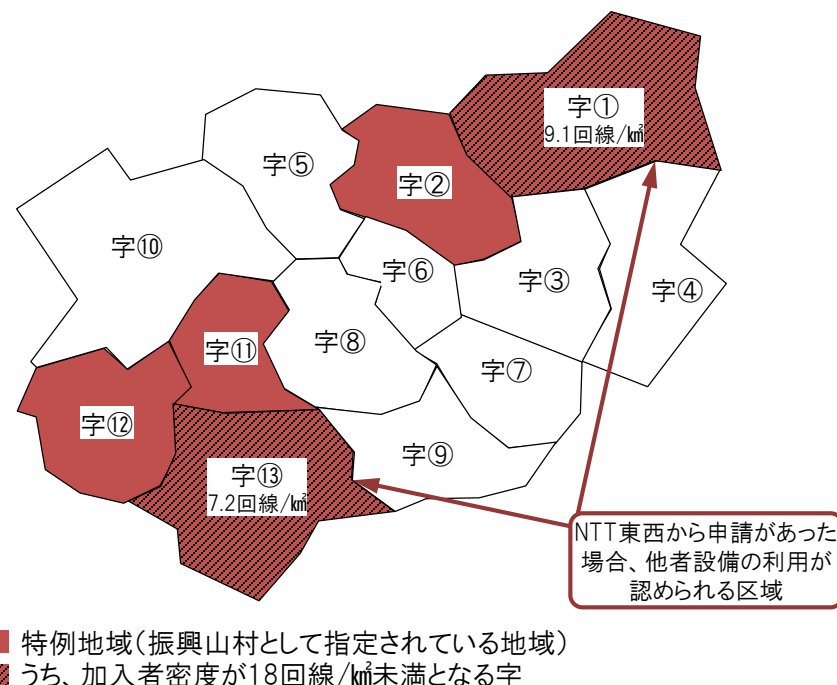
(※2) 市区町村内の町・字等の単位で加入者密度(1㎢あたりの加入者数)を算出し、加入者密度が小さい方から大きい方に順に並べて5等分した場合、下位5分の1となる町・字等のグループにおける加入者密度は、18回線/㎢より小さい。

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話を提供する場合

日本全国における特例地域の指定状況



他者設備の利用が認められる区域のイメージ(A県B町の例)



1. ワイヤレス固定電話の基礎的電気通信役務への追加(施行規則の改正)

○ 改正NTT法により、例外的にNTT東西が他者設備を用いたワイヤレス固定電話を提供できるようになるところ、基礎的電気通信役務の範囲に、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であって、以下に掲げるものを追加。

1. ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備部分*のみを用いて提供される電気通信役務

【改正施行規則第14条第4号イ】

2. ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信【改正施行規則第14条第4号ロ】

3. ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報【改正施行規則第14条第4号ハ】

*端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備

ユニバーサルサービスの対象

固定電話

(光IP電話・ワイヤレス固定電話を含む)



公衆電話

(第一種公衆電話)



緊急通報

(固定・公衆電話発)



2. ワイヤレス固定電話用設備の技術基準等の策定(設備規則の改正)

- ワイヤレス固定電話用設備の定義を追加。【改正設備規則第3条第2項第4号の3】
- 改正事業法第41条に第3項が新たに追加されたことに伴い、これに対応する技術基準を規定。【改正設備規則第4章】

【現行の事業用電気通信設備規則の構成】

法第41条 第1項 に対応	第1章 総則
	第2章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
法第41条 第2項 に対応	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
法第41条 第4項 に対応	第3章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
法第41条 第4項 に対応	第4章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
	第5章 雑則

【改正後の事業用電気通信設備規則の構成(案)】

法第41条 第1項 に対応	第1章 総則
	第2章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
法第41条 第2項 に対応	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
法第41条 第2項 に対応	第3章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
法第41条 第3項 に対応	第4章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
法第41条 第3項 に対応	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
	第5章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
法第41条 第5項 に対応	第1節～第5節 (略)
	第6章 雑則

<参考：改正事業法 第41条第3項(抜粋)>

適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(略)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

回線設置事業者と同様の技術基準を適格電気通信事業者に適用

	第2章:回線設置事業者に係る技術基準	新第4章:適格電気通信事業者に係る技術基準
第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策		
予備機器等	第4条	第45条の2(第4条準用)
故障検出	第5条	第45条の2(第5条準用)
事業用電気通信設備の防護措置	第6条	第45条の2(第6条準用)
試験機器及び応急復旧機材の配備	第7条	第45条の2(第7条準用)
異常ふくそう対策等	第8条、第8条の2、第8条の3	第45条の2(第8条、第8条の3準用)
耐震対策	第9条	第45条の2(第9条準用)
電源設備	第10条	第45条の2(第10条準用)
停電対策	第11条	第45条の2(第11条準用)
誘導対策	第12条	第45条の2(第12条準用)
防火対策等	第13条	第45条の2(第13条準用)
屋外設備	第14条	第45条の2(第14条準用)
事業用電気通信設備を設置する建築物等	第15条	第45条の2(第15条準用)
有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備	第15条の2	第45条の2(第15条の2準用)
大規模災害対策	第15条の3	第45条の2(第15条の3準用)
特定端末設備	第15条の4	第45条の2(第15条の4と同旨)
適用除外	第16条	第45条の3(第16条と同旨)
第2節 秘密の保持		
通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護	第17条、第18条	第45条の4(第2章第2節準用)
第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止		
損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置、異常ふくそう対策	第19条、第20条、第20条の2、第21条、第22条	第45条の5(第2章第3節準用)
第4節 他の電気通信設備との責任の分界		
分界点、機能確認	第23条、第24条	第45条の6(第2章第4節準用)

	第2章：回線設置事業者に係る技術基準		新第4章：適格電気通信事業者に係る技術基準		
	アナログ電話	0ABJ-IP電話	アナログ電話	ワイヤレス固定電話	0ABJ-IP電話
第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備					
電源供給	第27条	—	第45条の8(第27条準用)	第45条の8(第27条準用)	—
信号極性	第28条	—	第45条の8(第28条準用)	第45条の8(第28条準用)	—
監視信号受信条件	第29条	—	第45条の8(第29条準用)	第45条の8(第29条準用)	—
選択信号受信条件	第30条	—	第45条の8(第30条準用)	第45条の8(第30条準用)	—
監視信号送出条件	第31条	—	第45条の8(第31条準用)	第45条の8(第31条準用)	—
その他信号送出条件	第32条	—	第45条の8(第32条準用)	第45条の8(第32条準用)	—
可聴音送出条件	第33条	—	第45条の8(第33条準用)	第45条の8(第33条準用)	—
基本機能	第33条の2 (メタルIPのみ)	第35条の9	第45条の8 (第33条の2準用)	第45条の8 (第35条の9準用)	第45条の8 (第35条の9準用)
通話品質	第34条	—	第45条の8 (第34条準用)	—	—
接続品質	第35条	第35条の10	第45条の8 (第35条準用)	第45条の8 (第35条準用)	第45条の8 (第35条の10準用)
総合品質	第35条の2 (メタルIPのみ)	第35条の11 (第35条の2準用)	第45条の8 (第35条の2準用)	第45条の7	第45条の8 (第35条の2準用)
ネットワーク品質	第35条の2の2 (メタルIPのみ)	第35条の12 (第35条の2の2準用)	第45条の8 (第35条の2の2準用)	—	第45条の8 (第35条の2の2準用)
安定品質	第35条の2の3 (メタルIPのみ)	第35条の13 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)
緊急通報を扱う事業用電気通信設備	第35条の2の4	第35条の14 (第35条の6(ISDNの規定)準用)	第45条の8 (第35条の2の4準用)	第45条の8 (第35条の2の4準用)	第45条の8 (第35条の14準用)
災害時優先通信の優先的取扱い	第35条の2の5	第35条の14の2 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)
異なる電気通信番号の送信の防止	第35条の2の6	第35条の15 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)
特定端末設備	第35条の2の7	第35条の15の2	第45条の9 (第35条の2の7と同旨)		第45条の9 (第35条の15の2と同旨)

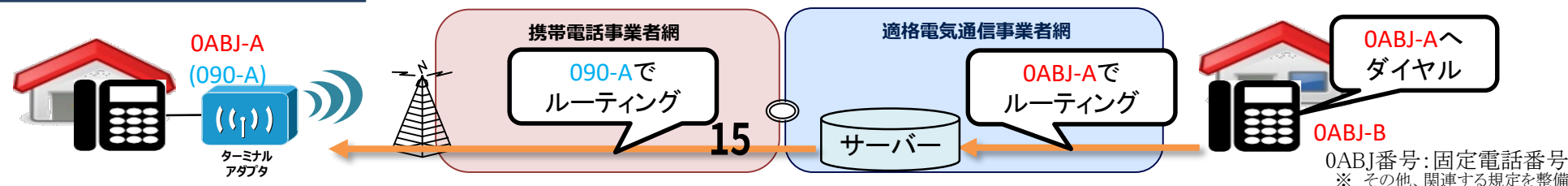
3. ワイヤレス固定電話の導入に向けた電気通信番号計画の整備(番号計画の改正)

- 固定電話番号が識別する対象として、ワイヤレス固定電話の役務及び当該役務に係る端末設備を追加。
【**電気通信番号計画 第3**】
- ワイヤレス固定電話の提供の際の電気通信番号の使用に関する条件を整備。【**電気通信番号計画 第3**】

主な規定の内容(イメージ)

		従来の固定電話番号を用いたもの (主なもの)	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		固定端末系伝送路設備 当該設備に接続される利用者の端末設備等	ワイヤレス固定電話の役務 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		電気通信事業者	適格電気通信事業者
番号の使用に関する条件	設置すべき設備	固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備等	ワイヤレス固定電話役務提供のための 番号変換等を行う機能を持つ設備
	番号区画との対応	UNIが番号区画内に存在する	契約時に番号区画内に利用者の端末設備が 存在することを確認する
	共通条件	・ 緊急通報が可能であること ・ 番号ポータビリティが可能であること ・ 電話転送役務の提供に係る条件の確保 (本人確認・品質確保等) ・ 品質に関する基準 (自己確認を実施) ・ 地理的識別性の確保 (技術的措置) ・ 第一種指定設備との網間信号接続 ほか	

ルーティング方法(イメージ)



4. その他所要の規定を整備

(1. に伴う施行規則様式、報告規則(本則及び様式)及び会計規則様式の改正並びに経過措置を規定)

【施行規則様式の改正】

- ・電気通信役務の種類に、ワイヤレス固定電話を追加【様式第4】
- ・基礎的電気通信役務提供方法や区域等の報告対象に、ワイヤレス固定電話を追加【様式第12の6、第15の2】
- ・基礎的電気通信役務収支表にワイヤレス固定電話を追加【様式第38の2】 等

【報告規則(本則及び様式)の改正】

- ・報告対象役務に、ワイヤレス固定電話を追加(第2条第1項)
- ・契約数等の報告に、ワイヤレス固定電話を追加(様式第5の2【新設】) 等

【会計規則様式の改正】

- ・基礎的電気通信役務損益明細表について、
ワイヤレス固定電話を提供する場合にその旨を記載することとする記載上の注意を追記(様式第14)

【経過措置】

- ・基礎的電気通信役務収支表(様式38の2)については、当分の間、なお従前の例による

2. 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

＜改正省令案＞

- (1) 施行規則の一部改正
- (2) 主任技術者規則の一部改正
- (3) 設備規則の一部改正
- (4) 会計規則の一部改正
- (5) 工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)の一部改正
- (6) 電気通信番号規則(令和元年郵政省令第4号)の一部改正
- (7) 有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)の一部改正

一部諮問対象

改正の概要

- 令和2年5月22日に公布された改正電気通信事業法において、外国法人等に対する規律の実効性を強化するため、登録又は届出の際の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法違反の場合の氏名等の公表等の規定を整備。
- 同改正法の施行（公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日）のため、①登録又は届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法等、②法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の供与等について、省令で規定。

①登録又は届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法等 【諮問対象外】

- 新たに必要となる情報
 - 事業者の電話番号及び電子メールアドレス【本則及び登録申請書、届出書等の様式に追加】
 - 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス【本則及び登録申請書、届出書等の様式に追加】
- 新たに必要となる書類
 - 国内代表者等の登記事項証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）
 - 権限証明書（総務大臣が発する通知を受領する権限を事業者から国内代表者等に付与したことを証する書類）【本則に加え、新様式を作成】等
- 外国法人等の申請の方法
 - 国内代表者等の住所を管轄する総合通信局等を経由（届出の場合）又は経由可能（登録の場合）

②法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の供与 【諮問対象外】

- 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表の方法
インターネットの利用その他適切な方法
- 意見を述べる機会の供与
法令違反行為を行った者の氏名等を公表する際、あらかじめ当該者又は国内代表者等に通知をした上で意見を述べる機会を供与。
ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - 利用者の利益の保護等の観点から、緊急に公表する必要がある場合
 - 法令等違反行為を行った者の所在が判明しない場合その他やむをえない事情のため連絡ができない場合

③その他

損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備への追加 **【諮問対象】**

損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備として、外国に設置する電気通信回線設備を追加する。
ただし、総務大臣が指定するものを除くこととし、この場合等において、電気通信主任技術者の選任を要しないものとする。

電磁的方法による提出 **【諮問対象外】**

省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことを可能とする。

訳文の添付 **【諮問対象外】**

事業法又は事業法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その日本語訳文の添付を求めることとする。

経過措置 **【諮問対象外】**

既存の登録・届出事業者には、改正法の施行日において、事業者の電話番号及び電子メールアドレス(外国法人等にあつては、これらに加え国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス)に変更があったものとみなして、遅滞なく変更届出を提出させることとする。

改正に係るスケジュール(想定)

	令和2年	令和3年			
	12月	1月	2月	3月	4月～
改正に係るスケジュール(想定)	■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会) 12/2(水) 諮問 2/12(金) 答申予定 改正法の公布日(2020年5月22日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行				
	パブコメ 12/3(木)～1/6(水)(35日間) 2/1(月)～2/5(金) ユニバーサルサービス委員会・電気通信番号委員会(メール審議) 答申をいただいた後、速やかに制定				

（ゴシック体は必要的諮問事項）

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章 略」 第二章 電気通信事業 「第一節・第二節 略」 第三節 電気通信設備（<u>第二十七条の二―第三十八条</u>） 「第四節―第六節 略」 「第三章・第四章 略」 第五章 雑則（<u>第五十五条―第七十二条</u>） 附則 （電気通信事業の登録申請） 第四条 「略」 2「法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電話番号及び電子メールアドレス 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス 等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス 「略」 4「法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 「一―三 略」 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類 イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類 「ロ 略」 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類 イ 定款又はこれに相当する書類 ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類 六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類 イ 住民票の写し又はこれに相当する書類 「ロ 略」 八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書 ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し 九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与	目次 「第一章 同上」 第二章 電気通信事業 「第一節・第二節 同上」 第三節 電気通信設備（<u>第二十八条―第三十八条</u>） 「第四節―第六節 同上」 「第三章・第四章 同上」 第五章 雑則（<u>第五十五条―第七十条</u>） 附則 （電気通信事業の登録申請） 第四条 「同上」 「新設」 3「法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 「一―三 同上」 「同上」 「同上」 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類 イ 定款の謄本及び登記事項証明書 「ロ 同上」 「同上」 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類 イ 定款の謄本 ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本 ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 「同上」 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類 イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類 「ロ 同上」 「新設」 「新設」

十 したことを証する様式第二の二による書類 〔略〕 (登録の更新)	八 〔同上〕 (登録の更新)
第四条の二 〔略〕 〔2 略〕	第四条の二 〔同上〕 〔2 同上〕
3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	3 〔同上〕
〔一〕三 略	〔一〕三 同上
四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類 イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類 〔ロ・ハ 略〕	四 〔同上〕 イ 定款の謄本及び登記事項証明書 〔ロ・ハ 同上〕
五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類 〔ハ 略〕	五 〔同上〕 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本 ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔ハ 同上〕
六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類 イ 住民票の写し又はこれに相当する書類 〔ロ・ハ 略〕	六 〔同上〕 イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔ロ・ハ 同上〕
七 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類	〔新設〕
イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書 ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し	〔新設〕
八 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分	〔新設〕
の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類	〔新設〕
九 〔略〕	七 〔同上〕
十 〔略〕	八 〔同上〕
十一 第九号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類 〔イ・ロ 略〕	九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類 〔イ・ロ 同上〕
十二 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書	十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書
十三 所要資金（第九号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類	十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類
十四 〔略〕	十二 〔同上〕
十五 〔略〕	十三 〔同上〕

十六 第九号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類 「イ」へ 略」 十七 「略」 （変更登録）	十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類 「イ」へ 同上」 十五 「同上」 （変更登録）
第五条 「略」 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 「一」四 略」 「三」五 略」 （氏名等の変更の届出）	第五条 「同上」 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 「一」四 同上」 「三」五 同上」 （氏名等の変更の届出）
第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 一 法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類 イ 当該届出を行うおうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 ロ 当該届出を行うおうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類 ハ 当該届出を行うおうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 ニ 法第十条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類 イ 国内代表者等を変更した場合に於ては、次に掲げる書類 (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書 ロ 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し (2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類 ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類 ニ 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 （軽微な変更の届出）	第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。 「新設」
第八条 「略」 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項	第八条 「同上」 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 略〕	ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕
〔三〇五 略〕 （電気通信事業の届出）	〔三〇五 同上〕 （電気通信事業の届出）
第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 略〕	第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 同上〕
三 当該届出を行うとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類	三 当該届出を行うとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書
四 当該届出を行うとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類 イ 定款又はこれに相当する書類 〔一〇一 略〕	四 〔同上〕 イ 定款の謄本 〔一〇一 同上〕
五 当該届出を行うとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類	五 当該届出を行うとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本 ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
六 当該届出を行うとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 七 当該届出を行うとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類	六 当該届出を行うとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔新設〕
イ 当該届出を行うとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書 ロ 当該届出を行うとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し	〔新設〕 〔同上〕
八 当該届出を行うとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行うとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類 〔略〕	七 〔同上〕 〔新設〕
九 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電話番号及び電子メールアドレス 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス	〔新設〕 〔同上〕
三 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類 イ 当該届出を行うとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類	二 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。 〔新設〕

	ロ	当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類
	ハ	当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
二	法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合	次に掲げる書類
	イ	国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類
	(1)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
	(イ)	変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
	(ロ)	変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
(2)	変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類	
ロ	イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類	
4	法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。	
5	略	
6	略	
7	略	
8	全部認定事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
9	略	
10	略	
11	略	
	(届出事業者において国内代表者等が欠けた場合)	
	第九条の二	法第十六条第一項の届出をした外国法人等は、その定めた国内代表者等が欠けるに至つたときは、遅滞なく、新たに国内代表者等を定めなければならない。
	(電気通信役務等の変更の報告)	
第十条	電気通信事業者は、第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。	
	〔2ゝ4 略〕	
	(電気通信事業の承継に関する手続)	
第十一条	認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続をとらなければならない。	
	〔一ゝ三 略〕	

	3	〔同上〕
	4	〔同上〕
	5	〔同上〕
6	全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
7	〔同上〕	
8	〔同上〕	
9	〔同上〕	
	〔新設〕	
	(電気通信役務等の変更の報告)	
第十条	電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。	
	〔2ゝ4 同上〕	
	(電気通信事業の承継に関する手続)	
第十一条	認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める手続をとらなければならない。	
	〔一ゝ三 同上〕	

	〔2〕4 略〕 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 〔一・二 略〕 三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類 イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類 〔ロ 略〕 四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類 イ 定款又はこれに相当する書類 〔ロ 略〕 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。） 六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類 イ 住民票の写し又はこれに相当する書類 〔ロ 略〕 七 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書 ロ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し 八 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類 九 略〕 十 略〕 6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者	
	〔2〕4 同上〕 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕 イ 定款の謄本及び登記事項証明書 〔ロ 同上〕 四 〔同上〕 イ 定款の謄本 〔ロ 同上〕 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類 イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本 ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。） 六 〔同上〕 イ 住所及び生年月日を証する書類 〔ロ 同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔同上〕 〔同上〕 八 七 6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者	

者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 略〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「略」

〔2・4 略〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔6・7 略〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 略〕

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料

者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 同上〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「同上」

〔2・4 同上〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔6・7 同上〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「同上」

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 同上〕

ロ 「同上」

(1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料

金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔ハ 略〕

〔二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 略〕

〔2・3 略〕

〔ロ 略〕

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役

金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔ハ 同上〕

〔二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 同上〕

〔2・3 同上〕

〔ロ 同上〕

〔新設〕

務 ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額で提供されるもの

ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件） 第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。	2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件） 第二十三条の六 「同上」
「一〇三 略」 四 法第四十一条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件 （法第三十八条の二の総務省令で定める区分） 第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務の区分とする。	「一〇三 同上」 四 法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件 （法第三十八条の二の総務省令で定める区分） 第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務の区分とする。
第三節 電気通信設備 （損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 「一 略」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの	（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） 第二十七条の二 「同上」 「一 同上」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの
「イ ホ 略」 三 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。） イ 伝送路設備が本邦内に設置されていること。 ロ 伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。	「新設」 （内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等） 第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。
2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 略〕

（事業用電気通信設備の自己確認）

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項から第三項まで又は第五項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備（以下この条及び次条において「メタルインターネットプロトコル電話用設備」という。）、ワイヤレス固定電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（以下この条及び次条において「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備」という。）に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）を劣化させることとなる場合

〔ロ 略〕

〔一・三 略〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）

〔一・二 同上〕

（事業用電気通信設備の自己確認）

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 〔同上〕

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）を劣化させることとなる場合

〔ロ 同上〕

〔一・三 同上〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）

「イ・オ 略」

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「の二」 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

「ロ・ニ 略」

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

「イ 略」

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「四・八 略」

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御

「イ・オ 同上」

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「新設」

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

「ロ・ニ 同上」

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

「イ 同上」

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「四・八 同上」

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御

することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

【イゝハ 略】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

【イ・ロ 略】

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

【イゝハ 略】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

【イゝハ 略】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

【イゝハ 略】

することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

【イゝハ 同上】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

【イ・ロ 同上】

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

【イゝハ 同上】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

【イゝハ 同上】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

【イゝハ 同上】

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。	ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
（管理規程） 第二十八条 「略」 「2 略」	（管理規程） 第二十八条 「同上」 「2 同上」
（媒介等の業務の届出等） 第三十九条 法第七十三条の二第二項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 「2・3 略」	（媒介等の業務の届出等） 第三十九条 「同上」 「2 同上」 一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類 「2・3 同上」
4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 法第七十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更の場合、次に掲げる書類 イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類 ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 ニ 第一号以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類	4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。 「新設」
5 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 「一 略」 二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に規定する者以外のものであるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類	5 第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 「一 同上」 二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書 三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるものの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 〔6〕8 略 （緊急通報の通信回数）	第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。 〔2 略〕 （業務区域の範囲の基準）	第四十条の六 法第八十八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。 〔二 略〕 （認定の申請）	第四十条の八の二 〔略〕 2 法第十六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 〔一〕三 略 四 定款及び登記事項証明書 〔五・六 略〕 （電気通信事業の全部の認定の申請）	第四十条の九 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。 〔一・二 略〕 〔2 略〕	3 全部認定の申請に係る法第一百七十七条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 〔一〕五 略 六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類 〔イ・ロ 略〕	四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔6〕8 同上 （緊急通報の通信回数）	第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。 〔2 同上〕 （業務区域の範囲の基準）	第四十条の六 〔同上〕	一 第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。 〔二 同上〕 （認定の申請）	第四十条の八の二 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 定款の謄本及び登記事項証明書 〔五・六 同上〕 （電気通信事業の全部の認定の申請）	第四十条の九 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。 〔一・二 同上〕 〔2 同上〕 〔同上〕	3 〔同上〕 〔一〕五 同上 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類 〔イ・ロ 同上〕
--	---	---	---	--	---	--	---	---	--------------------	---	--	--	---

〔七〕十 略 (電気通信事業の一部の認定の申請) 第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。 〔一・二 略〕 〔2・3 略〕 (変更の認定) 第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 〔一・二 略〕 〔2・3 略〕 (認定事業者の氏名等の変更の届出) 第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。	〔七〕十 同上 (電気通信事業の一部の認定の申請) 第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。 〔一・二 同上〕 〔2・3 同上〕 (変更の認定) 第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 〔一・二 同上〕 〔2・3 同上〕 (認定事業者の氏名等の変更の届出) 第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。 〔新設〕
一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 (承継の認可申請) 第四十条の十八 略 2 法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。 〔一〕四 略 五 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類 (当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。) イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類 〔ロ 略〕 六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面 〔七 略〕	一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類 (承継の認可申請) 第四十条の十八 同上 2 同上 〔一〕四 同上 五 同上 イ 定款の謄本及び登記事項証明書 〔ロ 同上〕 六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面 〔七 同上〕

3 法第二百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇五 略〕	3 〔同上〕 〔一〇五 同上〕
六 譲受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。） イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類 〔ロ・ハ 略〕	六 〔同上〕 イ その法人の定款の謄本及び登記事項証明書 〔ロ・ハ 同上〕
七 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類 イ 定款又はこれに相当する書類 ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類 〔ハ 略〕	七 〔同上〕 イ 定款の謄本 ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔ハ 同上〕
八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。） イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類 〔ハ・ニ 略〕 〔九〇十一 略〕	八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。） イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本 ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類 〔ハ・ニ 同上〕 〔九〇十一 同上〕
〔氏名等の公表方法〕 第六十一条の二 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適切かつ合理的なものとするために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 〔意見を述べる機会の供与〕 第六十一条の三 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内代表者等にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内代表者等を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 電気通信役務の利用者の利益の保護又はその円滑な提供の確保の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るとまがないとき。 二 法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。 （申請等の方法）	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

「一」三十四 略」

「2 略」

（電磁的方法による提出）

第七十条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。

（添付書類の省略）

第七十一条 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（訳文の添付）

第七十二条 法又は法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款（定款に相当する書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すこととをもちて足りるものとする。

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

【略】

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

「一」三十四 同上」

「2 同上」

（電磁的方法による提出）

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

【新設】

【新設】

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

【同左】

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための

様式第2の2（第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係）		[新設]	
権限証明書		年 月 日	
総務大臣 殿			
郵便番号 (ふりがな)	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)		
住 所 (ふりがな)	法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)		
	電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)		
私は、下記の者を（国内における代表者／国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。			
・電気通信事業法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限			
・電気通信事業法施行規則第61条の3の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限			
郵便番号 (ふりがな)			
住 所 (ふりがな)			
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)			
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)			
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

【注1・2 略】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに準ずる地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。

【4～6 略】

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務
[1～8 略]	
9 ワイヤレス固定電話	
10 衛星移動通信サービス	
11～29 [略]	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31～34 [略]	
35 上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 略】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 略】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は32に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、17、18、19又は24に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

様式第3 (第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

【注1・2 同左】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。

【4～6 同左】

様式第4 (第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務
[1～8 同左]	
9 衛星移動通信サービス	
10～28 [同左]	
29 上記1から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
30～33 [同左]	
34 上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 同左】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 同左】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は31に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、16、17、18又は33に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

〔 8 ～ 10 略 〕 様式第 4 の 2 (第 4 条の 2 第 3 項第 9 号関係) 電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等 〔略〕 〔注 1 ～ 6 略〕 様式第 4 の 3 (第 4 条の 2 第 3 項第 12 号関係) 電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書 〔略〕 〔注 1 ・ 2 略〕 様式第 5 (第 5 条第 1 項関係) 電気通信事業変更登録申請書 〔略〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けたので、次のとおり申請します。 〔略〕 〔注 1 ・ 2 略〕 様式第 5 の 2 (第 5 条第 2 項第 1 号関係) 電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 〔略〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 〔略〕 〔注 1 ・ 2 略〕 様式第 5 の 3 (第 5 条第 2 項第 2 号関係) 電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 〔略〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 〔略〕 〔注 1 ・ 2 略〕 様式第 5 の 4 (第 5 条第 2 項第 3 号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書 〔略〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更	〔 8 ～ 10 同左 〕 様式第 4 の 2 (第 4 条の 2 第 3 項第 7 号関係) 電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等 〔同左〕 〔注 1 ～ 6 同左〕 様式第 4 の 3 (第 4 条の 2 第 3 項第 10 号関係) 電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書 〔同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕 様式第 5 (第 5 条第 1 項関係) 電気通信事業変更登録申請書 〔同左〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けたので、次のとおり申請します。 〔同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕 様式第 5 の 2 (第 5 条第 2 項第 1 号関係) 電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 〔同左〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 〔同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕 様式第 5 の 3 (第 5 条第 2 項第 2 号関係) 電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 〔同左〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 〔同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕 様式第 5 の 4 (第 5 条第 2 項第 3 号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書 〔同左〕 電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更
--	---

登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔略〕

〔注 1・2 略〕

様式第 5 の 5 (第 5 条第 2 項第 4 号関係)

電気通信事業変更登録申請書

〔略〕

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

〔略〕

〔注 1・2 略〕

様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係)

電気通信事業 (及び認定電気通信事業) 氏名等変更届出書

〔略〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 4 項 (第 16 条第 2 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
住所			
電話番号及び 電子メールアドレス			
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代 理人の氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)			
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代 理人の国内の住所			
外国法人等の国内における			

登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔同左〕

〔注 1・2 同左〕

様式第 5 の 5 (第 5 条第 2 項第 4 号関係)

電気通信事業変更登録申請書

〔同左〕

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

〔同左〕

〔注 1・2 同左〕

様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 2 項、第 40 条の 17 関係)

電気通信事業 (及び認定電気通信事業) 氏名等変更届出書

〔同左〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 4 項 (第 16 条第 2 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		
〔注 略〕		
様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 電気通信事業届出書		
〔略〕		
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)		

電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	

〔注 同左〕

様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係）
電気通信事業届出書

〔同左〕

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）
--

電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。

〔新設〕

〔新設〕

電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	
<u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] [注 略]	
様式第 9（第 9 条第 5 項関係） 電気通信事業変更届出書 [略] 電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 [略] [注 1・2 略] 様式第 9 の 2（第 9 条第 6 項第 1 号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書 [略] 電気通信事業法第 122 条第 1 項の規定により、同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [略] [注 1・2 略] 様式第 9 の 3（第 9 条第 6 項第 1 号関係） 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 [略] 電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 [略] [注 1～3 略] 様式第 9 の 4（第 9 条第 6 項第 2 号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書 [略] 電気通信事業法第 122 条第 1 項の規定により、同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと	<u>1</u> [同左] <u>2</u> [同左] <u>3</u> [同左] [注 同左] 様式第 9（第 9 条第 3 項関係） 電気通信事業変更届出書 [同左] 電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 [同左] [注 1・2 同左] 様式第 9 の 2（第 9 条第 4 項第 1 号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書 [同左] 電気通信事業法第 122 条第 1 項の規定により、同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [同左] [注 1・2 同左] 様式第 9 の 3（第 9 条第 4 項第 1 号関係） 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 [同左] 電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 [同左] [注 1～3 同左] 様式第 9 の 4（第 9 条第 4 項第 2 号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書 [同左] 電気通信事業法第 122 条第 1 項の規定により、同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと

おり申請します。	
上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
〔略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の5 (第9条第6項第2号関係)	電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書
〔略〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。	
次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。	
〔略〕	
〔注1～3 略〕	
様式第9の6 (第9条第6項第3号関係)	認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書
〔略〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
〔略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の7 (第9条第6項第4号関係)	電気通信事業変更届出書
〔略〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。	
〔略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の8 (第9条第10項関係)	電気通信設備の概要届出書
〔略〕	
〔注1～3 略〕	
様式第11 (第11条第5項関係)	電気通信事業承継届出書
〔略〕	
郵便番号 (ふりがな) 住 所	

おり申請します。	
上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
〔同左〕	
〔注1・2 同左〕	
様式第9の5 (第9条第4項第2号関係)	電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書
〔同左〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。	
次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。	
〔同左〕	
〔注1～3 同左〕	
様式第9の6 (第9条第4項第3号関係)	認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書
〔同左〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
〔同左〕	
〔注1・2 同左〕	
様式第9の7 (第9条第4項第4号関係)	電気通信事業変更届出書
〔同左〕	
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。	
〔同左〕	
〔注1・2 同左〕	
様式第9の8 (第9条第8項関係)	電気通信設備の概要届出書
〔同左〕	
〔注1～3 同左〕	
様式第11 (第11条第5項関係)	電気通信事業承継届出書
〔同左〕	
郵便番号 (ふりがな) 住 所	

(ふりがな)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

1

電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2

外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国内の住所

電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

3

承継年月日

4

被承継者

5

承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

[注略]

(ふりがな)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

承継年月日

被承継者

承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

[注同左]

4 【略】 様式第18の 5（第25条の 5 関係） 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書 【略】 注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。 【 2 ・ 3 略】 様式第20の 2（第27条の 5 第 1 項関係） 事業用電気通信設備の自己確認届出書 【略】 第42条第 1 項 第42条第 2 項 第42条第 4 項において準用する同条第 1 項 第42条第 4 項において準用する同条第 2 項 第42条第 5 項において準用する同条第 1 項 第42条第 5 項において準用する同条第 2 項 第42条第 6 項において準用する同条第 1 項 第42条第 6 項において準用する同条第 2 項 第41条第 1 項 第41条第 2 項 第41条第 3 項 第41条第 5 項 通信設備が同法 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので 第42条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。 【略】 【注 1 ・ 2 略】 様式第38（第40条の 3、第40条の 6 第 1 号関係） 適格電気通信事業者指定申請書 【略】 【 1 ・ 2 略】 3 第14条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲 都道府県名 当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合 % 様式第38の 2（第40条の 3 第 1 号、第40条の 4 第 1 項関係）		3 【同左】 様式第18の 5（第25条の 5 関係） 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書 【同左】 注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から32までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。 【 2 ・ 3 同左】 様式第20の 2（第27条の 5 第 1 項関係） 事業用電気通信設備の自己確認届出書 【同左】 第42条第 1 項 第42条第 2 項 第42条第 4 項において準用する同条第 1 項 第42条第 4 項において準用する同条第 2 項 第42条第 5 項において準用する同条第 1 項 第42条第 5 項において準用する同条第 2 項 第41条第 1 項 第41条第 2 項 第41条第 4 項 通信設備が同法 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので 第42条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。 【同左】 【注 1 ・ 2 同左】 様式第38（第40条の 3、第40条の 6 第 1 号関係） 適格電気通信事業者指定申請書 【同左】 【 1 ・ 2 同左】 3 第14条第 1 号及び第 3 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲 都道府県名 当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第 1 号又は第 3 号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合 % 様式第38の 2（第40条の 3 第 1 号、第40条の 4 第 1 項関係）	
---	--	--	--

基礎的電気通信役務収支表

【略】

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管 理部門費用	うち設備利 用部門費用		
【1・2 略】					
3 第14 条第3 号に掲 げるもの	(1) 同号 イに掲 げるもの				
	(2) 同号 ロに掲 げるもの				
	小計				
4 第14 条第4 号に掲 げるもの	(1) 同号 イに掲 げるもの				
	(2) 同号 ロに掲 げるもの				
	(3) 同号 ハに掲 げるもの				
	小計				
合計					

【注1～6 略】

【第2表 略】

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業全部認定申請書

【略】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける

基礎的電気通信役務収支表

【同左】

第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管 理部門費用	うち設備利 用部門費用		
【1・2 同左】					
3 第14 条第3 号に掲 げるもの	(1) 同号 イに掲 げるもの				
	(2) 同号 ロに掲 げるもの				
	小計				
合計					

【注1～6 同左】

【第2表 同左】

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業全部認定申請書

【同左】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける

(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【略】 【注 略】 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係) 電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書 【略】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【略】 【注 略】	(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【同左】 【注 同左】 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係) 電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書 【同左】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【同左】 【注 同左】
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		改正前	
(電磁的方法による提出) 第十七条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるときまでに到達したものとみなす。 様式第14 基礎的電気通信役務損益明細表 【略】 (記載上の注意) 1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。 【2～5 略】		(電磁的方法による提出) 第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。 2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに申請又は提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。 様式第14 基礎的電気通信役務損益明細表 【同左】 (記載上の注意) 1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。 【2～5 同左】	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第三条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(電気通信主任技術者の選任を要しない場合) 第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、次のいずれかに該当する者が配置されている場合 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの ハ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの ニ 総務大臣がイからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者 二 事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである場合	(電気通信主任技術者の選任を要しない場合) 第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである場合とする。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三

事業用電気通信設備を設置する者が外国法人等である場合であつて、当該事業用電気通信設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合

イ 当該事業用電気通信設備が本邦内に設置されていること。

ロ 当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。

「削る」

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項第一号イから二までのいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項第一号イから二までのいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項第一号イから二までのいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

「457 略」

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による提出)

第七十条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四

総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

「457 同上」

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 「同上」

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による書類の提出)

第七十条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（工事担任者規則の一部改正）

第四条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう

める。

改正後	改正前
(電磁的方法による提出) 第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けべき者に到達したものとみなす。	(電磁的方法による書類の提出) 第五十七条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第五条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章」第三章 略 第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十五条の二・第四十五条の三） 第二節 秘密の保持（第四十五条の四） 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第四十五条の五） 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第四十五条の六） 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条の七―第四十五条の九） 第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条） 第二節 秘密の保持（第四十九条） 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条） 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条） 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条） 第六章 雑則（第五十七条・第五十八条） 附則 （目的） 第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。 （適用の範囲） 第二条 この規則のうち、第一章及び第六章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第三項に規定する電気通信設備について、第五章は同条第五項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。 （定義） 第三条 略 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 「一、四 略」 四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。	目次 「第一章」第三章 同上」 第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条） 第二節 秘密の保持（第四十九条） 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条） 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条） 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条） 第五章 雑則（第五十七条・第五十八条） 附則 （目的） 第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。 （適用の範囲） 第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。 （定義） 第三条 同上」 2 同上」 「一、四 同上」 四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。 〔五十二 略〕	〔新設〕
十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。 （特定端末設備） 第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。 （緊急通報を扱う事業用電気通信設備） 第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。 第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 （準用） 第四十五条の二 第四条から第八条まで及び第八条の三から第十五条の三（第一項第二号を除く。）までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第十一条第三項中「端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとする。	〔五十二 同上〕 十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。 （特定端末設備） 第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。 （緊急通報を扱う事業用電気通信設備） 第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。 〔新設〕

2	端末規則第五条から第九条までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。 （適用除外）
第四十五条の三	前条第一項において準用する第四条、第八条、第八条の三、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。
2	前条第一項において準用する第四条、第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。
3	前条第一項において準用する第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。
第二節	秘密の保持
第四十五条の四	第二章第二節（第十七条第三項を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。次節及び第四節において同じ。）について準用する。
2	第十七条第三項において読み替えて準用する端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。
第三節	他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
第四十五条の五	第二章第三節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。
第四節	他の電気通信設備との責任の分界
第四十五条の六	第二章第四節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。
第五節	音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
（総合品質）	
第四十五条の七	電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。
2	電気通信事業者は、そのワイヤレス固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
（準用）	
第四十五条の八	第二十七条から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）について準用する。
2	第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二の三、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、ワイヤレス固定電話用設備

	備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二の三中「設置する」とあるのは「用いる」と、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
3	第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、同条第四号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「メタルインターネットプロトコル電話用設備又はワイヤレス固定電話用設備」と読み替えるものとする。
4	第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の三から第三十五条の五までの規定は、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。
5	第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。
6	第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六、第三十五条の九及び第三十五条の十の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
7	第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。
	（特定端末設備）
第四十五条の九	端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第

十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。 2 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第二項において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。 3 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。 第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第六章 雑則 （電磁的方法による提出） 第五十八条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。 第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第五章 雑則 （電磁的方法による提出） 第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。
---	--

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第六条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正 後				改正 前			
(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇四 略」 四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。 「五〇二十五 略」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。				(定義) 第一条 「同上」 2 「同上」 「一〇四 同上」 「新設」 「五〇二十五 同上」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 「同上」			
報告対象役務		報告対象事業者		報告対象役務		報告対象事業者	
略		略		同上		同上	
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）		IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの		IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）		IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	
ワイヤレス固定電話		ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者		衛星移動通信サービス		電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	
衛星移動通信サービス		電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者		同上		同上	
略		略		同上		同上	
2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げ				2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げ			

る電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

〔一・二 略〕
〔三・四 略〕

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一〇八 略〕

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

〔一〇十七 略〕

〔備考 略〕

様式第5の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
利用数	年 月 日現在
サービスの種類 ワイヤレス固定電話	
事業者名	
都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

注 1 ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

4 記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28（第8条関係）

第1表

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（O A B ～ J）／番号使用状況）

る電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

〔一・二 同上〕
〔三・四 同上〕

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一〇八 同上〕

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

〔一〇十七 同上〕

〔備考 同上〕

〔新設〕

様式第28（第8条関係）

第1表

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（O A B ～ J）／番号使用状況）

年3月31日現在													
事業者名 法人番号													
年3月31日現在													
番号区画													
番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)													
(1) うちアナログ電話													
(2) うち総合デジタル通信サービス													
(3) うちIP電話													
(4) うちワイヤレス固定電話													
(5) うちダイヤルイン番号使用数													
(6) うち利用者から見えない形で使用されるものの数													
うち卸提供数													
うち電話転送役務の数													
番号未使用数													
うち卸提供数													
うち永続的に使用予定のないものの数													
番号休止数													
番号ポータビリティに係る番号使用数													
合計													
合計													

年3月31日現在													
事業者名 法人番号													
年3月31日現在													
番号区画													
番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)													
(1) うちアナログ電話													
(2) うち総合デジタル通信サービス													
(3) うちIP電話													
(4) うちダイヤルイン番号使用数													
(5) うち利用者から見えない形で使用されるものの数													
うち卸提供数													
うち電話転送役務の数													
番号未使用数													
うち卸提供数													
うち永続的に使用予定のないものの数													
番号休止数													
番号ポータビリティに係る番号使用数													
合計													
合計													

[注1～12 略]
[第2表・第3表 略]

[注1～12 同左]
[第2表・第3表 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信番号規則の一部改正）

第七条 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	
(軽微な変更の届出等) 第十二条 電気通信事業法施行規則第七條第一項又は第九條第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十條の六第三項の規定による法第五十條の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。 〔255 略〕 (電磁的方法による提出) 第十八条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。	
(軽微な変更の届出等) 第十二条 電気通信事業法施行規則第七條又は第九條第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十條の六第三項の規定による法第五十條の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。 〔255 同上〕 (電磁的方法による提出) 第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、その書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合は、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があつたものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

（ゴシック体は必要的諮問事項）

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後				変 更 前			
第 1 総則				第 1 〔同左〕			
1 定義				1 〔同左〕			
(1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。				(1) 〔同左〕			
〔イ～ト 略〕				〔イ～ト 同左〕			
チ 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第 1 項 (同条第 4 項及び第 5 項の規定により準用する場合を含む。) の規定に基づく確認				チ 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第 1 項 (同条第 4 項の規定により準用する場合を含む。) の規定に基づく確認			
〔リ～ヲ 略〕				〔リ～ヲ 同左〕			
ヅ ワイヤレス固定電話 電気通信事業報告規則 (昭和63年郵政省令第46号) 第 1 条第 4 号の 2 に規定するワイヤレス固定電話				ヅ 〔同左〕			
カ 〔略〕				〔新設〕			
(2) (1)に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 及び電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) において使用する用語の例による。				(2) (1)に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 及び電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) において使用する用語の例による。			
〔2・3 略〕				〔2・3 同左〕			
4 法第50条の12に關し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。				〔新設〕			
〔第 2 略〕				〔第 2 同左〕			
第 3 利用者設備識別番号に関する事項				第 3 〔同左〕			
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件	電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件		電気通信番号の種類	電気通信番号の構成		
固定電話番号	回 A B C D E F G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用	〔第 1 略〕 第 2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 1 の規定によるもののほか、利用者 (電気通信事業者である者を除く。) が、F T T H アクセスサ－	固定電話番号	回 A B C D E F G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用	〔第 1 同左〕 第 2 〔同左〕 〔1 同左〕 2 1 の規定によるもののほか、利用者 (電気通信事業者である者を除く。) が、F T T H アクセスサ－

		を勘案して別表第1に定めると共に従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。
	者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。）	ビス（電気通信事業報告規則第1条第2項第7号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを行い、ＦＴＴＨアクセスサービスと一体的にＩＰ電話（同項第4号に規定するＩＰ電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。）を提供するものに限る。以下この2において同じ。）の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が提供を受けているＩＰ電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。
		【(1)・(2) 略】 第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【1 略】 2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、<u>法第41条第1項、第2項又は第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</u>（注2） 【3～5 略】 6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。<u>以下同じ。</u>）が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。 【7 略】 【第4 略】
	村の区域を勘案して別表第1に定めると共に従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	ビス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第7号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを行い、ＦＴＴＨアクセスサービスと一体的にＩＰ電話（同項第4号に規定するＩＰ電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。）を提供するものに限る。以下この2において同じ。）の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が提供を受けているＩＰ電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。 【(1)・(2) 同左】 第3 【同左】 【1 同左】 2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、<u>法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</u>（注2） 【3～5 同左】 6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。<u>以下この欄及び別表第4において同じ。</u>）が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。 【7 同左】 【第4 同左】

		ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等 第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。 第2 ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。 1 ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る端末設備等を識別するために用いられる固定電話番号に係る通信を制御するための電気通信設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第7号に規定する携帯電話用設備を除く。）を設置すること。 2 ワイヤレス固定電話を提供するための電気通信設備が、法第41条第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。 3 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措施を講ずること。 4 次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。） 5 1から4までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措施等を講ずること。 6 ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間に												
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			において、１から５までに関する取決めを行うこと。 第３ コイヤレス固定電話の提供に関する契約を締結するに際しては、別表第１に定める市外局番に応じた番号区画に、利用者の端末設備等の設置場所が含まれることを確認すること。
[略]			
特定接続電話番号	法第41条第1項及び第3項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。）にその一端が接続される端末系伝送路設備	[略]	
特定接続電話番号	法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。）にその一端が接続される端末系伝送路設備及び当該設	[同左]	

		及び当該設備に接続される当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。）の端末設備等	
[略]			

[注 1 ～ 4 略]

第 4 事業者設備等識別番号（プレフィックスを除く。）に関する事項

電気通信番号		電気通信番号に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成	
事業者設備識別番号	00XY又は00YZ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Xは0、2及び9を除く。))とする(Xが1であるときは、XYを1とする	法第41条第1項又は第3項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備

		備に接続される当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。）の端末設備等	
[同左]			

[注 1 ～ 4 同左]

第 4 [同左]

電気通信番号		電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成	
事業者設備識別番号	〔同左〕	法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備（他の電気

	。)。)	(他の電 気通信番 号により 識別され るものを 除く。)	
0091XY (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進数字 とする。)	<u>法第41条 第1項及 び第3項</u> に規定す る電気通 信設備を 設置する 電気通信 事業者以 外の電気 通信事業 者の電気 通信設備 (中継系 伝送路設 備及びこ れを用い て相互に 接続され る当該電 気通信事 業者の設 置する電 気通信設 備の総体 をいう。)	[略]	
[略]			
[注 略]			
[第 5 略]			
[別表第 1～別表第 4 略]			

		通信番号 により識 別される ものを除 く。)	
	[同左]	<u>法第41条 第1項に 規定する 電気通信 設備を電 気通信事 業者以外 通信事業 者の電気 通信設備 (中継系 伝送路設 備及びこ れを用い て相互に 接続され る当該電 気通信事 業者の設 置する電 気通信設 備の総体 をいう。)</u>	[同左]
[同左]			
[注 同左]			
[第 5 同左]			
[別表第 1～別表第 4 同左]			

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省令第 号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	
(電磁的方法による提出) 第八条の二 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。	
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(電磁的方法による提出) 第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(漏えい対策) 第二条 規則第二十條の二(規則第四十五條の五において準用する場合を含む。)(の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。 〔表略〕 (ラウドネス定格) 第三条 規則第三十四條第一項(規則第四十五條の八第一項において準用する場合を含む。)(の規定による送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格は、次の各号に定める値とする。 〔一・二 略〕 2 規則第三十四條第二項(規則第四十五條の八第一項において準用する場合を含む。)(の規定によるラウドネス定格の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。 〔一・四 略〕 (警察機関等の端末設備に送信する情報) 第四条 規則第三十五條の二の四第二号(第四十五條の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。 〔一・三 略〕 2 規則第三十五條の六第二号(第三十五條の十四及び第四十五條の八第七項において読み替えて準用する場合並びに第三十五條の二十第二項、第三十六條の六第二項、第四十五條第五項、第四十五條の八第五項及び第五十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 〔一・三 略〕 〔3・4 略〕 (総合品質) 第五条 規則第三十五條の二(規則第三十五條の五の二、第三十五條の十一、第四十五條第四項、第四十五條の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項、第四十五條の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 〔2 略〕 3 規則第四十五條の七第一項の規定による総合品質の基準は、次のとおりとする。 一 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等と当該電気通信	(漏えい対策) 第二条 規則第二十條の二の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。 〔表同上〕 (ラウドネス定格) 第三条 規則第三十四條第一項の規定による送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格は、次の各号に定める値とする。 〔一・二 同上〕 2 規則第三十四條第二項の規定によるラウドネス定格の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。 〔一・四 同上〕 (警察機関等の端末設備に送信する情報) 第四条 規則第三十五條の二の四第二号(第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。 〔一・三 同上〕 2 規則第三十五條の六第二号(第三十五條の十四において読み替えて準用する場合並びに第三十五條の二十第二項、第三十六條の六第二項、第四十五條第五項及び第五十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 〔一・三 同上〕 〔3・4 同上〕 (総合品質) 第五条 規則第三十五條の二(規則第三十五條の五の二、第三十五條の十一、第四十五條第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 〔2 同上〕 〔新設〕

事業者の設置するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）に接続する端末設備等の間

イ ITU-T P.863勧告におけるPOLQA値 三・六を超える値

ロ G.114勧告における平均遅延の値 四〇〇ミリ秒未満

ハ イ及びロの値を算出できる確率 〇・九五以上

ニ G.114勧告における平均遅延の値の平均値 三三〇ミリ秒未満

二 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等相互間 前号の基準を参考にあらかじめ定めた基準

（ネットワーク品質）

第六条 規則第三十五条の二の二（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

「一・二 略」

2 前項の規定は、規則第三十五条の五の三、第四十五条の八第四項及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第七条 規則第三十五条の二の三（規則第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に

（ネットワーク品質）

第六条 規則第三十五条の二の二（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

「一・二 同上」

2 前項の規定は、規則第三十五条の五の三及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第七条 規則第三十五条の二の三（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

掲げるいずれかの措置とする。 〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
2 規則第三十五条の五の四、第四十五条の八第四項及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を介して提供される音声伝送役務が総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。 〔一・二 略〕	2 規則第三十五条の五の四及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を介して提供される音声伝送役務が総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。 〔一・二 同上〕
3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。 一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置 〔イ・ロ 略〕	3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。 一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置 〔イ・ロ 同上〕
4 規則第四十五条の八第二項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、ワイヤレス固定電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。 一 音声（ワイヤレス固定電話用設備により伝送交換されるものに限る。次号において同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置 二 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置 （適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）	〔新設〕 〔一 同上〕
第九條 規則第四十五条の三第三項の規定により規則第四十五条の二第一項において準用する規則第四條及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線専ら集線するための事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）とする。	〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、令和

年

月

日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

後 出 語		出 語	
【第 1 略】 第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 【 1 ・ 2 略】 3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第 41 条第 1 項又は第 3 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。 4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第 41 条第 2 項又は第 5 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。 【 5 ～ 8 略】 【第 3 ～ 第 5 略】 【別表第 1 ～ 別表第 4 略】		【第 1 同左】 第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 【 1 ・ 2 同左】 3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第 41 条第 1 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。 4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第 41 条第 2 項又は第 4 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。 【 5 ～ 8 同左】 【第 3 ～ 第 5 同左】 【別表第 1 ～ 別表第 4 同左】	
電 信 法 第 6 条 の 2 第 1 項 の 電 気 通 信 事 業 用 ネットワーク			

附 則

この告示は、令和

年

月

日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第二十七の三注四の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	〔一・二 略〕 三 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条（同令第四十五条の八第一項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の四（同令第四十五条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。 四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。 〔五〇七 略〕
改正前	〔一・二 同上〕 三 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。 四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十五条第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。 〔五〇七 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和

年

月

日から施行する。

○総務省告示第 号

次に掲げる告示は、令和 年 月 日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

- 一 平成十年郵政省告示第二百十二号（有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 二 平成十年郵政省告示第二百十四号（電気通信事業法施行規則第七十条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 三 平成十年郵政省告示第二百十六号（事業用電気通信設備規則第五十四条第一項の規定により電磁的方法による提出方法を定める件）
- 四 平成十年郵政省告示第二百十七号（電気通信番号規則第十八条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 五 平成十年郵政省告示第二百三十三号（工事担任者規則第五十七条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）
- 六 平成十年郵政省告示第二百三十四号（電気通信主任技術者規則第五十九条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）

外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方 (案)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和２年法律第３０号。以下「令和２年事業法改正法」という。）の施行により、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）の法執行の実効性が強化されることとなる。

このことを踏まえ、令和２年事業法改正法の施行の日（令和〇年〇月〇日）以降の事業法の運用に関し、外国法人等が電気通信事業を営む場合における事業法の適用に関する考え方を以下のとおり示す。

１ 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合

- ・ 外国法人等が、日本国内において電気通信役務^１を提供する電気通信事業^２を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、事業法が適用される。
- ・ 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」とは、外国から日本国内にある者（訪日外国人を含む。）に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであることを指し、例えば、次のいずれかに該当する場合には、当該意図を有していることが明らかであると判断され得る。
 - 一 サービスを日本語で提供している場合
 - 二 有料サービスにおいて、決済通貨に日本円がある場合
 - 三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合

２ 電気通信事業の登録又は届出

- ・ 外国法人等が、１で述べた電気通信事業を営もうとする場合は、事業法の規定に基づき、登録（第９条）又は届出（第１６条第１項）が必要である。ただし、事業法第１６４条第１項各号に掲げる電気通信事業を営む場合を除く。
- ・ 登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル^３」に示すとおりであり、例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介（サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。）を行う電気通信役務についても、電

^１ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。（第２条第３号）

^２ 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。（第２条第４号）

^３ https://www.soumu.go.jp/main_content/000426542.pdf

電気通信事業の登録又は届出が必要となる（具体的な事例は、「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕⁴」を参照）。

- ・ 電気通信回線設備を日本国内に設置することなく電気通信事業を営む場合については、登録ではなく届出を要する電気通信事業となる。
- ・ なお、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、実質的に電気通信役務の提供により収益を上げているとみなされるときには、「電気通信事業を営む」ことに該当し、登録又は届出を要する電気通信事業となる。

3 国内代表者等の指定

- ・ 外国法人等は、電気通信事業の登録の申請又は届出を行う際に、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）を定めて総務大臣に提出しなければならない。また、外国法人等が国内代表者等を変更する場合には、新たな国内代表者等について総務大臣に提出しなければならない。
- ・ 国内代表者等は、事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知及び事業法第167条の2に基づく法令等違反行為者の氏名等の公表に先立って意見を述べる機会を与えるに当たっての総務大臣からの通知を、外国法人等を代理して受領する権限を有しなければならない。
- ・ これらの諸手続において、国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。

4 適用される事業法の具体的な規律

- ・ 外国法人等に適用される事業法の具体的な規律については、上記3の国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一である。例えば、日本国内に電気通信回線設備を設置することなく外国から電子メールや利用者間のメッセージの媒介に係る電気通信役務を提供する場合において適用される主な規律は、次のとおりである。
 - － 秘密の保護（第4条）
具体的な基準については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）」及び「同意取得の在り方に関する参照文書（案）」を参照のこと。
 - － 利用の公平（第6条）
 - － 電気通信事業の届出（第16条）
 - － 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）
 - － 電気通信業務の休止及び廃止の周知（第26条の4）
具体的な基準については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照のこと。
 - － 業務の停止等の報告（第28条）

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

具体的な基準については、「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を参照のこと。

－ 業務の改善命令（第 29 条）

具体的な基準については、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（案）」を参照のこと。

－ 報告及び検査（第 166 条）

－ 法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表（第 167 条の 2）

以 上

**「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を
改正する法律（令和2年法律第 30 号）の施行に伴う関係省令等の整備について」
に対する意見及びそれに対する考え方案
（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）**

- 意見募集期間： 令和2年 12 月3日（木）から令和3年1月6日（水）まで
- 意見提出数： 11件（法人・団体:3件、個人:8件） ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者： 以下のとおり

（意見受付順）

受付	意見提出者
1	在日米国商工会議所
2	楽天モバイル株式会社
3	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス
4	個人（8件）

	意 見	考 え 方（案）	案の修正
1 総論			
意見1—1 本案に賛同。総務省においては、公正競争確保・消費者保護の観点から適性に審査を行い、実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について可能な限り公表するよう要望。		考え方1—1	
1	- ユニバーサルサービス制度においては高コスト地域における提供コストを、NTT 東西に接続する接続電気通信事業者等が負担金を拠出し、NTT 東西に交付する仕組みとなっています。よってこのうち特にサービス提供が著しく不経済であると認められる地域、あるいは災害その他非常の場合において応急的に電話の役務を提供するときに限り、NTT 東西に例外的に他者設備の利用を認めることは、ユニバーサルサービス料の低減等の効果を通じて他の電気通信事業者を含む利用者等への利益の還元が期待されるものであり、一定程度理解できるものと考えます。 - 実施に当たっては、特に公正競争確保の観点および消費者保護等の観点から適正に審査されるとともに、その実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について、可能な限り公表されますようお願い申し上げます。 【楽天モバイル株式会社】	- 御賛同の意見として承ります。 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」（令和2年7月3日）に記載のとおり、他者設備の利用の認可に当たっては公正競争の確保の観点及び消費者保護等の観点から適正に審査を行うとともに、申請者に対して、実施状況についても、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること等を求めています。	無
意見1—2 本法改正により NTT 東西の経済的負担を軽減できるか疑問。		考え方1—2	
2	NTT 東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入に関して、サービスを提供する地域に住む利用者はどれほどいるのでしょうか。その中には携帯電話が圏外でサービスを利用できない人もいないのでしょうか。この法律改正が NTT 東西の経済的負担を軽減できるか疑問です。 【個人】	- NTT 東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用（以下「ワイヤレス固定電話」という）の対象となる加入者数としては、全国におけるアナログ固定電話の回線数である約 1,500 万弱の数%と試算しています。 - 今般導入されるワイヤレス固定電話は、効率的な提供を図る観点から、携帯電話網を利用することを想定しており、携帯電話のカバーエリア内で提供されることとなります。 - ワイヤレス固定電話の普及状況によりますが、NTT の試算によりますと、ワイヤレス固定電話の提供開始から 10 年目には、ワイヤレス固定電話の提供区域の約 1/3 がワイヤレス固定電話に置きかわることにより、年間で 30 億円から 40 億円程度の費用削減効果が見込まれています。	無
意見1—3 従来のアナログ固定電話を継続した方が国民負担は小さくなるのではないか。		考え方1—3	
3	ワイヤレス固定電話は、加入者密度が、18加入／km²の区域に限って提供されるため、利用者は少なく専用端末は少数生産になることから、量産効果が期待できない。また、利用者が少数であっても	ワイヤレス固定電話の提供により、アナログ固定電話の提供に必要なメタル回線の維持・更改費用の削減が可能	無

	緊急通信、FAX 機能、位置管理等の独自機能が義務付けられているため、ITU-T 等の国際標準規格にない特殊な処理を NTT の電話交換機や携帯事業者のネットワークに追加開発が必要となることから、極めて高コストであると考えられる。 ・ワイヤレス固定電話の通話料金は、アナログ固定電話と同額の約8円／3分であり、携帯電話通話料金は約100円／3分であることから、逆ザヤであるため、携帯電話の基本料金も加えると、利用拡大に伴い莫大な赤字が発生する構造である。 ・このような、多額の開発構築コスト、通話料金の赤字分は、国民がユニバーサル料金で負担することになるのか？ 従来のアナログ固定電話を継続した方が、国民負担は小さくなるのではないのか？ 【個人】	となるため、ワイヤレス固定電話の提供に必要となる追加開発を加味しても、ワイヤレス固定電話の提供の方が低コストとなる見込みです。 ・また、考え方1－2の後段のとおり、ワイヤレス固定電話の普及状況によりますが、NTT の試算によりますと、ワイヤレス固定電話の提供開始から10年目には、ワイヤレス固定電話の提供区域の約 1/3 がワイヤレス固定電話に置きかわることにより、年間で30億円から40億円程度の費用削減効果が見込まれています。なお、ワイヤレス固定電話の導入による効果をユニバーサルサービス交付金の算定方法にどう反映させるかについては、今後検討してまいります。	
意見1－4 加入者が少ない地域に限定してワイヤレス固定電話を推進する目的は何か。当該地域は高度無線環境整備事業の対象外となるのか。		考え方1－4	
4	・ワイヤレス固定電話は、アナログ固定電話と比較して音声品質が劣り、携帯電話基地局の故障や停電時に利用できない等の信頼性が低下するデメリットがある。 ・僻地、離島等の地理的に条件不利な地域は、通信事業者によるインフラ整備が不採算であり、困難であることから、総務省は高度無線環境整備推進事業を推進し、令和2年度第二次補正予算においては、約500億円もの補助金を投じて積極的な光ファイバ整備が行われているところである。これにより人口の少ない僻地においても遠隔医療、教育や農林水産業の高度化が期待されている。 ・その一方で、加入者密度が18加入／km²未満の区域に限定して、利用者の利便性が低下するにも関わらずワイヤレス固定電話を推進する目的はなにか？ 加入者が少ない地域は高度無線環境整備事業の対象外となるのか？ 【個人】	・ワイヤレス固定電話を導入する目的としては、NTT 東西が自己設備を用いて電話の役務を提供することを原則としつつ、電話の役務の利用者が著しく少ない一部の地域において自己設備規定の維持と電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保が両立できないおそれが生じる場合に、例外的にその提供を認めるものです。なお、ワイヤレス固定電話の提供区域は、高度無線環境整備推進事業の補助対象地域に含まれます。	無
意見1－5 ワイヤレス固定電話が導入された地域は、今後光ファイバの整備は行われないのか。		考え方1－5	
5	・ワイヤレス固定電話が導入された地域は、今後光ファイバーが開通しないのか。 【個人】	・ワイヤレス固定電話が導入された区域における光ファイバの整備については、需要等の環境変化等を踏まえ、NTT 東西を含む電気通信事業者により行われることがあります。なお、総務省では、考え方1－4の後段のとおり、高度無線環境整備推進事業により、電気通信事業者等が光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を支援しており、ワイヤレス固定電話の提供区域は、補助対象地域に含まれます。	無
意見1－6 ワイヤレス固定電話を導入した区域において、携帯電話事業者は特段の信頼性向上を行うの		考え方1－6	

か。			
6	・ワイヤレス固定電話を導入した区域において、携帯電話基地局の故障、長時間停電、災害による倒壊等発生した場合、通信が長時間途絶することが想定され、周囲から孤立した離島、僻地では生命財産への影響が懸念される。 ・携帯電話事業者は、ワイヤレス固定電話を収容する区域の携帯電話基地局に特段の信頼性向上は行うのか？ 【個人】	・携帯電話基地局については、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）により、停電対策等を義務付けており、ワイヤレス固定電話の提供に当たっては、既存の携帯電話基地局を利用することを想定しているため、ワイヤレス固定電話を収容する区域の携帯電話基地局に特段の信頼性向上を求めるものではございません。	無

	意 見	考 え 方（案）	案の 修正
2 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案関係			
意見2—1 住民票の写し又はこれに相当する書類については、必ず氏名の記載を求め、公的なものとされたい。また、登記事項証明書に相当する書類も公的なものとされたい。		考え方2—1	
7	・「住民票の写し又はこれに相当する書類」の書類について、必ず「氏名」（現在の実氏名）が記載されている事を求めるようにされたい（そうでないと、刑事手続・民事手続や税務等他において問題となりうる）。また、その書類については、公的なものによるものとされたい。 ・また、登記事項証明書に相当する書類については、必ず、公的なものによるものとされたい。 【個人】	・住民票の写しに相当する書類は、原則として住民票の写しに記載されている事項が記載されていることを想定しているため、氏名の記載を求めることとなります。 ・また、住民票の写しに相当する書類及び登記事項証明書に相当する書類については、必要事項を確認するために信頼性の高いものを求めることを想定しています。	無
意見2—2 電気通信事業法様式第3の電気通信設備の設置場所及び設置台数の記載については、「総数」ではなく「概数」を「合理的かつ可能な限り」記載することをもって足りるとすべき。		考え方2—2	
8	・電気通信設備の設置場所及び設置台数は、電気通信事業者が提供する電気通信事業の根幹にかかわる重要な事業経営上の秘密情報であり、また、セキュリティを確保する観点からも、慎重に取り扱う必要のある情報です。そのため、そもそもネットワーク構成図に設置台数を記載する義務を課すべきではないと思われます。少なくとも、「総数」ではなく「概数」を記載することで足りる旨に修正すべきです。 ・また、電気通信設備の設置台数は変更される可能性があり、電気通信設備の設置台数が変更される度に、変更届出書を提出するよう求めることは電気通信事業者の負担となります。秘密情報の保護又はセキュリティの確保の観点から、これらの情報は「合理的かつ可能な限り」記載するものとし、総務省がこれらの情報を秘密情報として取り扱う義務を負うことを明確化すべきです。 【在日米国商工会議所】	・ネットワーク構成図には、その概要を把握するため、交換センター、集線センター等の総数について、合理的な数え方で把握した数を記載いただくことで対応可能です。なお、記載された数の変更のみをもって、変更届出書の提出を求めることはありません。また、これらの提出書類については、公文書等の管理に関する法律などの関係法令に基づいて適切に取り扱います。	無

	意 見	考 え 方 (案)	案の 修正
3 外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)関係			
	意見3—1 登録又は届出が必要となる電気通信役務について、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)」という例示の記載は混乱を避けるために削除し、単に「電気通信事業参入マニュアル」(及び電気通信事業参入マニュアル[追補版])を参照という記載にすべき。	考え方3—1	
9	・「2 電気通信事業の登録又は届出」において、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)」を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」とだけ明記することは、付随サービスとして提供されるに過ぎないサービスは登録又は届出が不要な電気通信事業に該当する旨を記載した現行の「参入マニュアル[追補版]」10・19 頁の記載との関係を分かり難くしています。 ・電気通信事業参入マニュアル及び電気通信事業参入マニュアル[追補版]は、企業が電気通信事業として登録又は届出が必要である場合の基準及び考え方について詳細に規定しています。単に電気通信事業参入マニュアル及び電気通信事業参入マニュアル[追補版]を参照せずに、本考え方においていくつかの要件だけを詳述することは不必要で、記載内容を過度に単純化し、かつ、混乱を招くものであると思われます。電気通信事業参入マニュアルを参照すべき外国法人は、本考え方のみから結論を導いたり、要件を不完全に理解する可能性があり、このことは混乱や理解の不一致につながりうるものです。 ・したがって、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)」を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」との記載は削除すべきであり、本考え方には、単に「電気通信事業参入マニュアル」(及び電気通信事業参入マニュアル[追補版])を参照するように記載すべきです。あるいは、もし、総務省が本考え方、電気通信事業の登録又は届出の基準を記載すると主張するのであれば、例えば、メッセージ機能だけを切り離してダウンロードしたり利用したりすることができず、かつ、そのようなメッセージ機能だけでは収益性がない場合は、たとえ電気通信サービスの一部として提供されていても、届出又は登録が不要であることを明確化すべきです。あるいは、最低限、付随的なサービスであれば登録又は届出は不要であることを記載すべきです。 【在日米国商工会議所】	・御指摘を踏まえ、「例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)」を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」の記載を削除し、該当箇所を「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル」に示すとおりであり、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」に示すとおりである。」に修正いたします。 修正箇所： 【修正前】 「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル」に示すとおりであり、<u>例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)</u>を行う電気通信役務についても、<u>電気通信事業の登録又は届出が必要となる(具体的な事例は、「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」を参照)。</u>」 ↓ 【修正後】 「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル」に示すとおりであり、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」に示すとおりである。」	有
	・「2 電気通信事業の登録又は届出」において、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービス		

	の一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」とだけ明記することは、付随サービスとして提供されるに過ぎないサービスは登録又は届出が不要な電気通信事業に該当する旨を記載した現行の「参入マニュアル[追補版]」10・19 頁の記載との関係を分かり難くしています。 そのため、例えば、電気通信役務ではない主たるサービスに付随していて、メッセージ機能だけを切り離してダウンロードしたり利用したりすることができず、かつ、そのようなメッセージ機能だけでは収益性がない場合は、たとえ電気通信サービスの一部として提供されていても、届出又は登録が不要であることを明確化すべきです。あるいは、この部分は削除するか、又は、最低限、付随的なサービスであれば登録又は届出は不要であることも併記すべきです。 【在日米国商工会議所】		
意見3—2 本案は、外国法人等に対して規制上の負担を課すものであるため、十分な周知・準備期間が必要であり、GATS や日米デジタル貿易協定等の国際協定との整合性にも疑義。		考え方3—2	
10	この考え方は、日本に拠点及び電気通信設備を保有しない外国法人に対して電気通信事業法を域外適用しないとする総務省の過去の法運用を大きく転換し、外国法人に対して規制上の負担を課すものであるため、その実施に先立っては、十分な周知・準備期間が必要です。そうであるにもかかわらず、関係する省令やガイドラインの内容が最終的に確定するのは来年 2021 年の 2 月頃とされており、改正法の施行まで実質的に約 2 か月しか準備期間がありません。このような事態は、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)、日米デジタル貿易協定等の国際協定との整合性に疑義があり、外国法人に対して内国法人に比べて不当に不利な競争条件を押し付ける措置や、行政としての裁量権に逸脱や濫用があると評価されるおそれが否定できません。そのため、具体的な適用や施行にあたっては、十分な経過措置を用意すべきです。 【在日米国商工会議所】	関係省令案等は、令和2年 12 月2日から意見募集開始の報道発表により案として公表し周知を行ってきたところです。御指摘は今後の制度運用の参考とさせていただきます。	無
意見3—3 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していると判断される場合、されない場合について、一層明確化すべき。		考え方3—3	
11	「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していると判断する基準を示すことは有益であると考えます。しかし、外国に居住する日本人(駐在員・留学生等)に対して電気通信役務を提供する外国法人等がサービスを日本語で提供する可能性は高いと思われます。また、渡航した直後等で、決済通貨に日本円を選択したい人のために決済通貨に日本円を追加する可能性もあります。これらの場合に「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していることが明らかであると判断されると、外国法人等が海外に居住する日本人に対して電気通信役務の提供を避けるようになる可能性があります。この点、「次のいずれかに該当する場合」でなく「次の全てに該当する場合」であれば問題ないと考えます。しかし、「次のいずれかに該当する場合」とするのであれば、「意図を有していない」ことが明らかな場合についても追記されるべきと思われる	「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」の「1 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合」に記載の一～三の場合は、外国から日本国内にある者に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであると判断され得る場合の例として記載したものであり、実際に提供の意図を有していることが明らかと言えるか否かの判断は個別具体的に行います。	無

	す。また、上記のうち、「三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合」は、例えば、外国法人等が所在する本国以外の海外で利用できる旨を英語で広告しているに過ぎず、日本の利用者獲得を主たる目的としていない場合であっても、「海外」に日本が含まれることが排除されていないのであれば、当該場合に該当するように読めてしまいます。しかし、このような事例には、「外国から日本国内にある者(訪日外国人を含む。))に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らか」とはいえない場合は含まれないことを明確にすべきです。あるいは、例示の仕方としては、「特に日本国内におけるサービスの利用に言及する形で、広告や販売促進等の行為を行っている場合」に限定すべきです。 さらに、外国法人等がその所在する本国等で、当該国の居住者が外国に渡航する際のローミングサービスを提供している場合で、その利用者がたまたま来日し、ローミング先の日本の事業者のサービスを利用した場合は、「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」場合には当たらないことを明記すべきです。 【在日米国商工会議所】		
意見3—4 電気通信事業法の域外適用ではなく国際的な調和を図るべき。		考え方3—4	
12	- 提案されている電気通信事業法の域外適用は、クラウドのような国境を越えるサービスを提供する事業者にとって、国際的な規制の不整合を促進することになります。このアプローチは、他国が日本企業に自国の法律を域外適用することを促すことにつながります。これは、消費者保護を強化するどころか、企業と消費者の双方にとって市場の混乱を招き、グローバル市場で事業を展開する多国籍プラットフォーム・プロバイダーの法的義務の衝突につながる可能性があります。 - 総務省は、電気通信事業法の適用を外国法人等に拡大するのではなく、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」のような多国間の枠組みを活用して、相互運用性や国際的な調和を図るべきです。 【在日米国商工会議所】	- 我が国の利用者の利益を適切に保護するため、国内事業者と同種の電気通信役務を日本国内にある者に対して提供している外国法人等に対しても、電気通信事業法の規律を適用することが適当と考えます。 - また、規制の国際的な調和等を図ることは重要であると考えており、ご指摘は今後の参考とさせていただきます。	無
意見3—5 「他人の通信の媒介」の「通信」の範囲を限定し、改正電気通信事業法の適用範囲を明確化すべき。		考え方3—5	
13	電気通信事業法の域外適用により、外国法人等のどのような事業体や商慣習が同法の対象となるかが明らかになっていません。総務省は、どのようなサービスが「他人の通信の媒介」に該当するかについて、インターネットサービスに対する管轄権を幅広に解釈してきました。総務省のガイドラインによれば、リクエストの送信や受信、内容を変更せずに情報を交換したり、ユーザー間の通信を中継したり仲介したりするインターネットベースのサービス(例: メッセンジャーサービス、クローズドチャットサービス、電子メール)が含まれています。総務省はまた、電気通信事業法が機械の間の通信にも及ぶ可能性があることを示唆しています。また、ガイドラインでは、他者間のメッセージの仲介がインターネット・アプリケーションやサービスの一部としてのみ提供されている場合や、それに付随して提供されている場合にも、届出することを求めています。	電気通信事業法の適用対象となるサービスの事例は、電気通信事業参入マニュアル【追補版】に記載のとおりであり、電気通信事業者となる外国法人等に対しては、国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一の規律が課されることとなります。	無

	・総務省は、「通信」の範囲を、1)テキスト、音声、ビデオチャットなどの従来の対人通信サービスに限定し、API ペイロード交換などのデータ関連サービスを除外する、2)機械の間の通信を除外する、3)「付随的な」メッセージングサービスを除外する、と限定し、改正電気通信事業法の適用範囲を明確化すべきです。 【在日米国商工会議所】		
意見3—6 外国法人等の意見を述べる機会を確保するために、意見提出の時間的猶予の設定や外国語による通知を要望。		考え方3—6	
14	・外国法人等の意見を述べる機会を確保するためには、通知の外国語への翻訳及び外国法人等の意見の和訳といった作業もあるため、国内法人等に対する意見提出期限よりも時間的猶予を設けるか、通知を当該外国法人等の所在する国・地域の言語(外国語)(少なくとも英語)で作成していただけるよう要望します。 【在日米国商工会議所】	・御指摘の通知は、電気通信事業法に係る法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときに、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等にその旨を通知するものであり、適正かつ迅速な通知のために日本語で通知することを想定しています。なお、御指摘の時間的猶予については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。	無
意見3—7 国内代表者等に弁護士が選任された場合、当該外国法人等の関連会社等の従業員をコンタクトポイントとする必要はないという理解でよい。また、複数の弁護士の連絡先を記載することは可能か。		考え方3—7	
15	・外国法人等の日本における代表者に弁護士が選任され、国内代表者等として届出が行われた場合、当該弁護士が当該外国法人等に対する通知等を当該外国法人等を代理して受領する権限を有していれば、当該外国法人等の関連会社等の従業員をコンタクトポイントにする必要はないという理解が正しいかご確認いただくよう要望します。 ・また、外国法人等が部門によって異なる電気通信役務の提供を行っていて、部門ごとに異なる法律事務所(弁護士)に業務の一部を委託しているときは、情報伝達の迅速化の観点から、コンタクトポイントとして関係する弁護士の連絡先を記載して良いかもお示しいただけるよう要望します。 【在日米国商工会議所】	・国内代表者等は、改正後の電気通信事業法第10条第1項第2号又は同法第16条第1項第2号の規定に基づきその氏名等を記載した書類を外国法人等が総務大臣に提出しなければならないとされている者であり、電気通信事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知等を、外国法人等を代理して受領する権限を有している者になります。一方、コンタクトポイントは、法令に規定されているものではなく、電気通信事業法の規律に関連して総務省と外国法人等との間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間における窓口を指しています。国内代表者等には上述の権限が付与されていることを求めています。また、それに加えて総務省と外国法人等との間のコンタクトポイントになっていただくことを期待しています。他方、国内代表者等がコンタクトポイントにならない場合は、別の方にコンタクトポイントとしての役割を担っていただくことを想定しています。 ・また、コンタクトポイントについては、外国法人等の実情に合わせて設定いただくことを想定していますので、その設	有

		定については総務省や総合通信局等に御相談ください。 ・ なお、上記の趣旨の明確化のため、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」の「3 国内代表者等の指定」の記載を以下のとおり修正します。 修正箇所： 【修正前】 「これらの諸手続において、国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。」 ↓ 【修正後】 「国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。」	
意見3—8 民間分野の利害関係者との緊密な連携の下、国内外の拠点に関わらず全ての関係者に対しての規制による負担を軽減するために、日本の電気通信事業の規制の枠組みを全般的に調整するといった電気通信事業法の更なる改革を検討することを要望。		考え方3—8	
16	・ BSA は、特定の外国企業に適用されることとなる改正電気通信事業法の施行に関し、総務省が、電気通信事業者への指針に向けて不斷の努力をしていることに感謝致します。貴省との意見交換において受けた説明により、事業範囲は拡大されず、実質的な規則や対象分類は変更されず、改正電気通信事業法は、日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する、国内外の企業に同等に適用されると理解しております。 ・ 我々は貴省が BSA 会員企業を含む、民間分野の利害関係者との緊密な連携の下、電気通信事業法のさらなる改革を検討することを奨めます。このような取り組みにより、イノベーションを促進し、規制における柔軟性を確保することで、急速な技術進歩に対応することが可能となります。具体的には、日本に拠点を置く電気通信事業者に課せられている既存の要件を、単に日本で関連役務を提供する外国企業に適用するのではなく、国内外の拠点に関わらず、全ての関係者に対しての規制による負担を軽減するために、日本の電気通信事業の規制の枠組みを全般的に調整することを貴省にて提案頂くことを、引き続き求めます。電気通信事業の改革に向けた、このような進歩的なアプローチにより、日本国内の企業を含む革新的なサービスの発展をさらに促進し、市場の多様性と競争性を高め、消費者保護を強化し、コスト削減を実現することが可能となります。	・ いただいた御意見は、参考とさせていただきます。	無

	・ 上記の目標を達成するために、また、現行とそれに代わる規制へのアプローチが、電気通信・情報技術分野に及ぼす影響への理解を深めて頂くためにも、マルチステークホルダー・プロセスを確立することを推奨します。このような取り組みは、日本の重複する規則や規制を合理化・簡素化し、規制統合によりデジタルサービス貿易が促進されることで、日本を国際的なリーダーとして位置づけることとなります。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】		
意見3—9 本案に賛成。		考え方3—9	
17	・ 本案に賛成である。望ましい、適切なものであると考える。 【個人】	・ 御賛同の意見として承ります。	無

	意 見	考 え 方 (案)	案の 修正
4 その他			
意見4—1 IP 電話 050 で警察、消防への緊急通話が可能となるよう要望。		考え方4—1	
18	・ テレビが使用している 5G 用周波数帯を通信用に、オークション必要。 ・ ベトナムの家族と毎日、1 日数時間、ラインのベトナム版 ZALO で映像付き会話して無料です。 ・ 世界の現実を知って下さい。 ・ IP 電話 050 で警察、消防へ緊急通話出来る様にして欲しいです。 【個人】	・ 御意見として承ります。	無
意見4—2 外国系事業者には、日本国内での言論弾圧を禁止する条項を加えるべき。		考え方4—2	
19	・ 海外系 SNS・プラットフォーム事業者など GAFA が昨今問題になっている。Youtube や Google、Facebook、Twitter、AWS が日本の法令に基づいて法的措置(裁判所での措置)が困難を極めている。 ・ この点を踏まえて、日本国憲法第 21 条にある「言論、一切の表現の自由を保障」しなかったり、「検閲」をし、言論封殺をするなど悪質である。この投稿はヘイトスピーチだとかを名目として、米国大統領選挙についても特定陣営を言論弾圧するなど悪質である。これは、電気通信事業法違反であり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に照らし合わせたとしても、悪質である。日本国民や日本国内では、刑法や民法含めた法的根拠がなければ表現の自由を外国系が日本法人や日本支社を設立し事業を行う場合、日本国の法令を遵守する条項を合わせて加えるべきである。米国通信品位法 230 条なる法令を根拠にしているようであるが、日本国内・日本人に対してそれら適用を行うことは憲法・電気通信役務事業者として違法状態である。したがって、日本国内日本人に対しては、日本の法令にしたがって言論弾圧を禁止する条項を加え、米通信品位法 230 条を無効化させる法令が必要である。米国通信品位法 230 条は、日本国憲法第 21 条に違憲となるのではないのでしょうか。また、日本国内では、日本資本を入れるなどの工夫や、当該外国会社の日本国民が株主になり株主総会で発言できる権利があつて然るべきであり日本国内で上場を条件にすべきではないか。また、株主総会に出席出来る権利を保障もすべきである。 【個人】	・ 御意見として承ります。	無